

## **熊本市・植木町合併協議会作業部会設置規程**

### (趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条第2項の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の作業部会（以下「作業部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 作業部会は、協議会の幹事会（以下「幹事会」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について専門的に調査し、又は検討する。

### (組織)

第3条 作業部会の名称は、別表のとおりとする。

2 作業部会の部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、作業部会の部会員の互選によりこれを定め、副部会長は、部会長が作業部会の部会員のうちから指名する者をもって充てる。

### (部会長等の職務)

第5条 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 作業部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事会の幹事長から要請があったとき、又は部会長が必要があると認めるときに開催する。

2 部会長は、会議の議長となる。

### (会議への出席等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者に対し、会議への出席を求め、説明、意見の開陳又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (報告)

第8条 部会長は、作業部会における調査及び検討の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

### (庶務)

第9条 作業部会の庶務は、部会長の属する市町において処理する。

### (雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、作業部会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成20年12月4日から施行する。

別表（第3条関係）

作業部会名	部会員	
	熊本市	植木町
総務部会	総務課長	総務課長
		企画財政課長
		議会事務局長
企画財政部会	企画課長	税務課長
	財政課長	総務課長
		企画財政課長
		出納室長
市民生活部会	市民協働推進課長	住民課長
		総務課長
		地域整備課長
		生涯学習課
健康福祉部会	健康福祉政策課長	健康福祉課長
	地域保健福祉課長	住民課長
	市民病院総務課長	植木病院事務局長
子ども未来部会	子ども政策課長	子育て支援課長
		健康福祉課長
		生涯学習課長
環境保全部会	環境企画課長	環境整備課長
		産業振興課長
経済振興部会	産業政策課長	産業振興課長
	農業政策課長	地域整備課長
		環境整備課長
都市建設部会	都市計画課長	都市計画課長
	土木総務課長	地域整備課長
		環境整備課長
教育部会	総務企画課長	学校教育課長
		生涯学習課長
水道部会	水道局経営企画課長	環境整備課長
電算部会	情報政策課長	企画財政課長

